

SNS等を活用した消防団員加入促進広報業務仕様書

1 総則

(1) 適用

「SNS等を活用した消防団員加入促進広報業務」（以下、「本業務」という。）の実施に当たっては、業務委託契約書及び本仕様書によるものとする。

本仕様書は、委託者（以下、「甲」という。）が実施する本業務の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下、「乙」という。）に要求する業務の内容を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

(2) 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

2 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、SNSやマスメディアを活用し、全県的な広報活動を展開することで、消防団員の加入促進を図ろうとするものである。

(2) 広報活動

本業務における広報活動は、「4業務の内容」を主な内容とするが、甲との協議の上で決定するものとする。

(3) 対象者

若い世代を中心とした幅広い世代を対象とする。

(4) 成果物

本事業で作成した動画等の成果物については、今後県及び各市町村において活用できるようデータを提出するものとする。

(5) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

(6) 委託料の上限額

5,000千円（税込）

3 業務の基本的な考え方

消防団の活動紹介やイメージアップに繋がる動画を作成し、消防団への加入率が低い若い世代（10代～30代）を中心とした幅広い世代を対象に、YouTubeでのPR動画の公開や、各種SNSへの広告の掲載等の広報を実施することにより、消防団への加入促進を図ろうとするものである。

本業務の広報を、消防団（活動）を知る機会としてもらい、将来を担う若い世代に対し、消防団の存在意義等を伝えること、また、東日本大震災津波などの影響による、消防団（活動）は危険であるというマイナスイメージを払拭することを本業務の目的とする。

なお、広報の実施期間は、令和5年11月（全国火災予防運動期間）及び令和6年1月～2月（消防団員入団促進キャンペーン）の3ヶ月間を中心に実施することを想定する。

4 業務の内容

(1) SNSによる広報

ア、イを参考に乙の企画を実施する。

ア ツール

Twitter、Instagram、YouTube 等

イ 内容

(ア) PR動画の作成

消防団（活動）を紹介する以下の a 及び b のような動画を 2 種類制作する。制作した動画は甲が管理している既存の YouTube アカウントで掲載する。

また、今後各市町村が活用できるよう留意して製作すること。

a イメージアップに繋がるもの

（「装備品の充実」、「津波注意報・警報発表時の消防団員の避難ルールの見直しによる消防団員活動時における安全性の向上」、「消防団員報酬等の処遇改善が進んでいること」、「『いわて消防団応援の店』の利用」等）

b 子供向け（小学生、中学生）に消防団を紹介するもの

(イ) SNS（Twitter、Instagram、YouTube 等）広告の展開

(ア)にて制作した動画を各種 SNS において動画広告として出稿する。

また、県 HP（別途県担当者が作成）への誘導や、YouTube に掲載した動画へのリンク等、各媒体の特性に応じた広告を行う。

なお、広告の出稿にアカウントの開設が必要な場合は運用を行い、委託期間後は甲が引継ぐこととする。

(2) テレビ番組による広報（全 8 回以上）

2 分～3 分程度の消防団に関する番組を作成し、全 8 回以上放送する。

内容は、現職の消防団に出演頂き、消防団（活動）を紹介するものや、消防団のイメージアップに繋がる話題とする。なお、二次利用できるよう特定のメディアと推定されない配慮をすること。

(3) 地域情報誌による広報（1 回以上）

県内で最も人口が集中している盛岡地域（盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町）を必須とし、各地域で配布される地域情報誌において、消防団（活動）の紹介やイメージアップに繋がる内容の掲載や、『QRコード』を掲載し、作成した動画や県 HP に誘導するなどの広報を実施する。

(4) 新聞広告による広報（1 回以上）

ア 消防団（活動）を紹介する内容を掲載（テレビ欄）

イ 『QRコード』を表示し、作成した動画や県 HP に誘導し閲覧を促進

(5) ラジオによる広告（50 本以上）

県内全域に放送されている放送局により、15 秒のスポット CM や、消防団のイメージアップに繋がる話題等の放送を実施する。

(6) 自由提案

そのほか、消防団員の加入促進に効果のある広報展開があれば、予算額の範囲内で提案すること。

5 協議・打合せ

乙は必要に応じ、甲との協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

また、連絡事項についても同様に乙が記録し、確認を得るものとする。

なお、当該協議・打合せは随時実施するものとし、回数に制限は設けない。

6 成果物

本業務の成果物として、製作した動画、画像、音声の電子データ等を甲に提出するものとし、その納入場所は、岩手県復興防災部消防安全課とする。

7 組織体制・職員配置

業務の管理運営を行う者を1名配置すること。

その他、業務を遂行する能力を有する者を配置すること。

8 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 乙は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 乙は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を甲に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

乙は、上記「(1) 再委託等の制限イ」により、本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 甲は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、乙に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 甲は、上記「(1) 再委託等の制限イ」により、乙から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、乙に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 乙は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、甲に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって乙から甲に移転することとする。

(5) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）及び個人情報の保護などに関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、甲と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。